

一、社会保障分野

社会保障としての医療・介護・福祉の充実を

地域で安心して住み続けられる街づくりには、高齢者・障がい者・低所得者など援助が必要な人に行政が制度としての支援策をどう充実させるか、住民の意見を取り入れながら地域がどう支えるか、日常的な運営をどう進めるか、など総合的な政策が必要です。

1、中田市政における社会保障施策の問題点

(1) 各種法外援護施策の全面的切り捨て路線

他都市以上の施策の全面的見直しのもとでこれまで築き上げてきた自治体独自の下記のように各種援助策を切り捨てています。国の不十分な社会保障制度を補完する自治体独自の施策が市民生活の活性化、いきいきした街づくりに欠かせない、という認識がないことが原因です。

(生活保護世帯への上下水道料金減免、入学祝い金、就職祝い金、福祉パスの廃止、敬老パス負担増、敬老祝い金、在宅重度障がい者援助金などの廃止。)

(2) 国の悪政への無批判な追随路線

国の制度改悪をそのまま執行する立場が明確であり、市民生活を守る防波堤としての自治体の役割を果たす立場が希薄なため、市民生活の困難が増大する事態となっています。

(・国保資格証の大量発行、・地方税減免、国保料減免基準の締め付けなどが強行されています。)

(3) 高齢者福祉制度の立ち遅れ

住みなれた地域でいきいき生活できる福祉の街づくりを掲げているが、基本方針を市民同士の支えあい重視においているために行政の主体的な役割が見えません。今必要なのは、諸制度の改悪により深刻な事態にある高齢者を支える自治体独自の具体的な手立てです。介護保険制度改訂に伴う市独自の補助制度（低所得者への食費・居住費、介護ベッド補助）の見送り、施設入所希望者の大量待機待ち、高齢者住宅問題の立ち遅れなどの要求が山積しています。

(4) 保健・医療面での後退

市民意識調査を引用し、病気・老後の心配、家族の健康への関心の高さ、ガン対策の主体的推進があげられていますが、この間の医療・公衆衛生施策での後退が顕著です。

- ・基本健診/ガン検診の無料化年齢引き下げ、・胸部レントゲン撮影の廃止、
- ・市の子宮ガン/乳がん検診車廃止、休日急患診療所への運営費補助削減、桜木町夜間救急センターの深夜診療廃止、各区保健所機能の後退、社会福祉施設・医療機関への上下水道減免の廃止などがあいついでいます。

2、これからの医療・福祉分野における政策検討の立場

これからの医療・福祉施策の基本的な考え方として以下の立場で進めます。

- ① 地域に住み続けられる街づくりの基本的責任は行政にあることを前提にします。
- ② 支援が必要な人に必要な支援を提供します。
- ③ 地域の実情に見合って、医療・介護・福祉の総合的医療福祉策を推進します。

- ④ 担い手の確保への積極的支援策を講じます。
- ⑤ 地域ネットワーク構築をめざし、市民参加による共同事業推進の立場で進めます。

3、医療・介護・福祉制度の充実をめざして

(1) 保険料滞納による資格証明書発行の停止

横浜市の資格証発行は3万5千世帯、短期証は5万1千世帯、家族あわせて156千人の市民（この内5千人が小中学生）が正規保険証を手にしておらず（07年10月1日現在）、国民皆保険制度が崩壊しつつあります。この原因は保険料滞納問題と医療を受ける権利とを混同し、国保法第1条の国民健康保険制度は社会保障制度であることの認識が欠けていることから生じています。資格証の発行はただちに中止します。

一般会計から国保財政への繰入を増やし高すぎる保険料を引き下げます。保険料納付困難な世帯に対する国保料減免基準を改定し実効ある減免制度とします。

(2) 安心できる保健・医療・社会福祉制度の充実

休日・急患救急医療の整備、小児・産婦人科医療体制の充実、地域療養病床の確保、健診制度と健康づくりの充実、障がい者地域生活支援センターへの支援の強化を柱に安心・安全の街づくりを進めます。

(3) 障がい者医療・福祉制度の充実

- ① 身体・知的・精神三障がい一元化の下で精神障がい者に対する施策が立ち遅れています。医療費助成制度をはじめ障がい者福祉制度に精神障害を位置づけ充実します。
- ② 障がい者の立場からの自立支援策を強化するため就労支援、生活支援を強化します。
- ③ 在宅療養者への市の援助策を継続すると同時に、入所・入院療養者にも拡充します。
- ④ 障がい者施設運営を援助するため、人材確保、施設援助金など必要な支援を強めます。

(4) 要介護者、障がい者への総合的支援体制とネットワークづくり

介護保険法の改定により予防重視の立場から、軽度者の介護給付を予防給付に移行させたために、サービス利用制限が進む一方で、介護報酬の連続した引下げにより訪問介護事業所、居宅介護支援事業所など介護事業所の減少傾向が生じています。介護従事者の労働条件の低水準は介護労働を魅力ある労働から遠ざける結果となり慢性的な人材不足に拍車をかけています。高齢化社会の進行に伴う独居（昼間独居）、老老介護を支える介護の社会化への自治体としての支援の強化が求められています。

- ・介護保険で救われない要介護者の多発を支援する市独自の上乘せ、横だしのサービス充実をはかります。
- ・介護予防プラン作成に追われている地域包括支援センターの体制強化を図り、医療、介護、福祉施設のネットワークを担う総合的なケアマネジメントを行えるようにしていきます。生活相談から在宅療養、入院・入所まで身近な相談窓口を充実させます。
- ・介護従事者の確保、育成を事業書任せにせず介護職員の養成、研修に力を入れていきます。
- ・大量の待機者を解消し、介護度による入所制限をなくしていくために計画的な特別擁護老人ホームの建設を行うと同時に、地域の実情にあわせグループホーム、小規模多機能施設などの建設への支援策を強めます。

(5) 生活困窮者対策の充実

国の社会保障制度の切捨てが膨大な生活困窮者を生み、すでに孤独死、餓死はおかしくな

く存在する事態となっています。自治体が手を差し伸べ次の支援策を強めます。

- ・生活総合相談窓口の開設により多重債務、納付相談、生活支援などにあたります。
- ・国の生活保護基準の切り下げを補完する市独自支援策を強化します。
- ・市独自の低所得者生活実態調査を定期化し実態把握と分析、施策に反映させます。
- ・低所得者、高齢者、障がい者、母子家庭などが安い家賃で入居できる市営住宅を計画的に大量に建設します。
- ・「義務教育は無償で」をめざし、就学援助など教育費軽減の施策を強めます。高校の準義務教育化をめざし授業料軽減などを拡充します。
- ・高齢者、障がい者の交通権を確保するため、公共交通機関の無料乗車証交付事業を実施します。
- ・生活保護制度がセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう行政事務の改善を進めます。

(6) 市民参加による活力ある高齢者福祉の建設

団塊世代の高齢化時代を迎え、高齢者自身が地域社会の構成員として役割を果たすことが重要であり、そのためにも、働き続けられるよう様々な働く場の確保、ボランティア活動への参加を促すセンター、自主的サークル活動への援助、自由な移動保障のための無料敬老パスの年齢引下げ等の充実、健康づくり運動の奨励と充実などを市民共同で進めます。

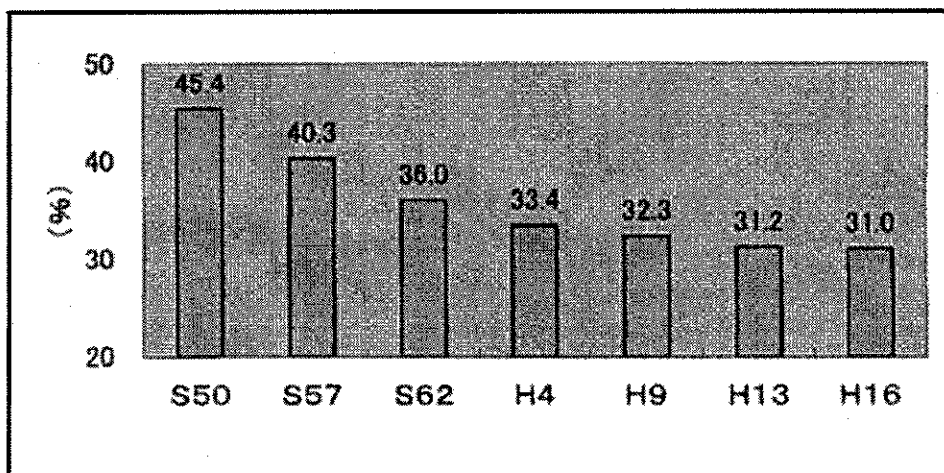
二、環境分野

1、「中田市政」における環境分野の批判的検証

(1) 危機的な横浜の環境破壊を招いた「拡大膨張型」都市づくりの転換が求められています。

中田市政にいたるまで、一貫して人口集中市域拡大型のまちづくりをおこなってきた結果、豊かだった横浜の緑は減少の一途です。さらに追い討ちをかけるように、2010年以降、市内の斜面緑地に建てられた地下室マンションは、1000棟に達したと言われ、都市部の貴重な緑が消失しました。その結果、横浜の緑被率は31%（H16年度）にまで激減しました。

○横浜市全域の緑被率



自然・緑の減少とともに、高層ビル・マンション、大型商業集客施設や高速道路などの集中による都市公害が環境破壊に拍車をかけています。大気汚染によるぜん息学童の発症率は、日本でも最悪の水準です。抑制されないままの企業、産業活動からのゴミ・廃棄物やヒートアイランド現象は、深刻さを増す一方です。

地球温暖化は、数日で1年分を集中的にもたらす豪雨、大型化し頻発するハリケーン・台風、熱波、寒波、干ばつが世界中で大災害をもたらしています。食糧自給率が40%と世界中から食糧を輸入している日本、横浜では、食糧危機も懸念されます。今日の地球的な環境破壊は、横浜における環境破壊と同じ社会経済構造から生まれています。

横浜や地球における環境の危機的状況を変えるためにも、これまでおこなわれてきた、横浜の人口、経済、資源の集積・消費構造を基盤とする都市計画・政策を反省し、地域社会、経済の自立と連携による都市づくり、地域循環型のまちづくりへと転換しなければなりません。

(2) 規制緩和や自由化が環境破壊をさらに悪化、現状追認の対症療法的な環境対策では、環境破壊を食い止めることはできません。

中田市政になって、さらに拍車をかけた規制緩和や自由化は、建築耐震偽装設計や斜面緑地地下室マンションの爆発的建築数、高齢者の足を奪う市営バス路線の廃止などとなり、住環境破壊が大幅に進行しています。

この環境破壊を食い止めるためには、自然や緑、市民の住環境を守るために設けられている法や条例、要綱などを活用し、建築・開発などの事業活動を指導、規制することが大切です。

中田市政は、開港150周年にあわせた150万植樹キャンペーンや屋上、壁面緑化、市民の森構想、市民の拠出による緑基金の緑地買い上げなど一連の緑地保全対策をおこなっていますが、他方で池子の森の米軍住宅建設、上郷の森の大型商業住宅開発（開発抑制の市街化調整区域内）など自然の緑、樹林の開発を許可し、都市部の貴重な斜面緑地も開発が野放しとなっており、緑被率は31%にまで減少する一方です。

資源消費型の大都市活動から生み出されるゴミ、廃棄物は、G30による家庭の分別収集の強化で、家庭系ゴミの発生量は減少が見られますが、事業活動によるゴミ、廃棄物も含めた全体の廃棄物対策は焼却、埋立て中心のままで、発生、流通、消費からの拡大生産者責任にもとづくゴミ総量削減対策となっていません。

地球、人類の危機的課題である温暖化防止対策COD030は、2025年までに一人当たりのCO₂発生量を30%削減することを目標としていますが、クルマからのCO₂排出を規制する対策はなく、企業・市民の自主目標、削減努力頼りとなっており、CO₂削減目標を達成するための実効ある対策となっていません。

横浜市内の大口排出源10事業所 (H19年度横浜市地球温暖化対策計画書制度より)

事業所名	総排出量 (千t)	%
1 東京電力横浜火力発電所	7,762	43%
2 新日本石油根岸製油所	4,420	24%
3 電源開発磯子火力発電所	2,562	14%
4 東京電力南横浜火力発電所	1,958	11%
5 JFEスチール東日本製鉄所	767	4%
6 旭硝子京浜工場	172	1%
7 新日本石油横浜製油所	169	1%
8 昭和電工横浜工場	164	1%
9 日産自動車横浜工場	144	1%
10 鶴見曹達鶴見工場	114	1%
	18,232	100%

※東京都は、6月25日、大規模事業所にCO₂の排出削減を義務付けるCO₂削減条例（環境確保条例改正）を都議会で可決。05～07年度各事業所の平均排出量から、20年度までに15～20%削減する。

(3) 環境、財政破綻型の公共事業の積極推進

横浜都市交通計画では、20年後も、横浜を東アジアの物流拠点都市とするためのスーパー中枢港湾が最大の柱に位置づけられ、そのための国際競争力強化へ港湾・道路などのインフラ整備に予算や人が振り向けられることになっています。世界中から物資や資源を調達するスーパー中枢港湾の位置づけは、地球温暖化防止、資源浪費、環境破壊・財政破壊すべての面からも見直しされなければなりません。

大気汚染、道路公害、CO₂発生源となる横浜環状道路の建設推進、H42年までもの長期間海・水の環境を破壊する南本牧埋め立て・廃棄物最終処分場建設、南本牧ふ頭・スーパー中枢港湾事業、横浜駅周辺大改造計画、横浜市新庁舎建設、羽田空港国際化・神奈川口構想など、環境破壊、財政破綻、CO₂大規模発生源となる公共事業が継続されています。

2、環境分野における基本的理念

(1) 資源・経済集中消費型でなく地域資源循環型の都市「横浜」に転換することが、決定的に必要です。

世界中に車・テレビなどを輸出し、その見返りに資源・食糧を調達するスーパー中枢港湾・物流拠点都市、資源消費都市「横浜」を、地域資源、地場産業・農業を中心とした地域資源循環型都市「横浜」に転換することが、地球温暖化を防止し、住環境を守るまちづくりからも重要となっています。

(2) 都市の過密化・膨張を防ぎ、安心して暮らせる住環境を整備することは、災害から市民の健康・命を守ることからも必要です。

現状以上の都市の過密化と膨張、市街化区域の拡張は交通、医療など都市機能の麻痺を招き、市民生活を疲弊させます。大規模な宅地開発、マンション建設は抑制するとともに、市民が災害にも安心して住める良好な住環境に変えていくことが、市民の健康、生命を守ることからも必要です。

(3) 海、川、里山などの自然を残し、緑豊かな横浜に戻すことが求められる。

市民が海、川と接し、遊べる浜辺、親水公園の拡大、都市近郊農業の育成で農地の保護・拡大、緑地保全のための税制度改正や買い上げ制度の拡充、斜面緑地や谷戸・里山に残る樹木、山林の伐採規制強化などとともに、市民協働の植樹など緑の創造による緑被率の回復をはかり、自然・緑豊かな横浜を将来の世代に残すことを求めます。

(4) 地球温暖化防止に貢献・発信する先進都市「横浜」をつくる。

地球温暖化防止条例を制定し、企業・市民の削減目標を定め、横浜市、企業、市民が共同してCO₂削減に取り組む先進都市横浜として国際貢献する。

(5) クルマ依存を脱却し、人と環境にやさしい都市公共交通とする。

電車、地下鉄、LRT、バス、自転車による総合的な都市公共交通網を構築し、都心部は車でなく、公共交通で移動可能な都市横浜をつくる。

(6) 経済、環境的に、バランスのとれた資源循環都市「横浜」とする。

地場産業、都市農業を育成し循環型の経済社会をめざすとともに、再使用、再利用、再生

を徹底し、拡大生産者責任に基づくゴミ・廃棄物の横浜をめざします。

(7) 環境破壊、公害のない環境国際都市「横浜」をめざします。

大気汚染・道路公害、騒音、土壌汚染、水質汚染、海洋汚染、食品汚染、発ガン性物質など環境破壊、公害を許さず、発生源で防ぐ対策を行います。

(8) 港、歴史、文化の香り高いまち並み・景観を保全し、将来に残す。

文明開化、開港都市「横浜」の港、まちなみ、景観を保全し、文化・歴史が香るまちづくりをおこないます。

(9) 市民参画に基づく市民協働の環境行政で、地域に息づくまちづくり計画を策定する。

環境分野におけるあらゆる情報の公開、市民参画を基本とした各地域の個性あふれるまちづくり、都市計画、環境行政をおこないます。

3、個別の政策提起

(1) 自然の緑、海、川を守ることを宣言し、大都市膨張化による緑の減少の歴史を反省・教育の場とするエコ・グリーンミュージアムをつくり、自然保全教育の柱とする。

環境を破壊する海面の埋め立ては、原則おこなわず、市民に開放された海辺、浜辺、川辺の親水公園をつくる。

(2) 住宅開発、マンション建設に対する規制を強め、都市部の緑、斜面緑地を守る。

緑地保全のための税制度、買い上げ制度、樹木保全の補助制度の拡充を図る。

指定地域における建築物は、規制を強化し、特例解除は、原則認めない。

(3) ゴミ・産業廃棄物の削減、循環型社会をめざして

再使用、再利用、再生による資源の節約、廃棄物の減少をはかる。

拡大生産者責任に基づく製造、物流業者による回収システムの構築。生ゴミの分別回収・生ゴミの堆肥化システムを導入し、焼却、埋め立て量の減少をはかります。

(4) 地球温暖化防止、地球環境保全へ横浜から発信します。

すべてのCO₂発生源企業と「削減協定」をむすび、目標、達成度を公表します。

大規模商業集客施設、24時間コンビニの営業形態、時間なども見直し・規制を図ります。

都市公共交通網を拡充し、クルマからのCO₂削減を図る。

(5) 大気汚染・道路公害、土壌汚染、水質汚染などの都市公害をなくす

加害者責任を明確にし、汚染者負担に基づき都市公害の撲滅を図る。

(6) 人と環境にやさしい都市公共交通への転換をはかる

横浜都市交通計画を見直し、クルマ総量を削減するため高速道路建設は中止し、生活道路の整備を優先します。

クルマから都市公共交通へ転換を促進するため、電車、地下鉄、LRT、バスの総合一元的運行により、利用しやすい公共交通網とする。

市中心部は、できる限り車を排除し、公共交通、自転車、徒歩によるまちづくりとする

(7) 港、歴史、文化の香り高いまち並み、景観を保全し、将来に残す。

文明開化、開港の歴史、文化が香るまちなみ、景観を保存し、国際観光都市「横浜」とします。市民やNPOに利用・活用される歴史的建築物の保存をはかります。

(8) 市民参画・協同による環境行政とします。

環境計画、都市計画、アセスメントなど各審議会は、公募による市民委員を半数以上とし、

計画段階から市民の意見が反映するものとします。

都市計画、地区計画、まちづくり計画は、地域住民、NPO、環境団体などを含めた市民参画による、地域に生きたまちづくりをおこないます。

三、経済・雇用分野

1、中田市政における中期計画批判

(1) はじめに

経済のグローバル化の中で、製造業の縮小や商店街の疲弊など構造的な問題が進んでいます。こうした横浜経済の問題を、経済の担い手である様々な地域の人々の学習と主体的な力量形成を基礎に、横浜経済の内発的な発展により解決していく道筋を立てることが必要です。

また、グローバル化された経済秩序に対しては、国民経済、地域経済の自律と依存、平等互恵のネットワーク形成のもとで、アジアを初めとした共存と補完性を発揮する視点が重要になるでしょう。

中田市政は当初より、大枠では政府の「国際競争力」強化など経済・雇用政策に追随するとともに、自治体独自の経済政策では「誘致、創業・ベンチャーへの支援」に最大の重点を置き、外発的な刺激で市内産業の再生を図る戦略をとり、併せて、「新たな公共」を創り出すとして、NPOやコミュニティ・ビジネスを対象とした政策づくりを図ってきました。

こうした考え方は、横浜経済が歴史的な集積や経済資源を内発的政策としてではなく、外部からの誘致と大企業中心の国の政策への依存する一貫した姿勢を維持しているのです。

(2) 「中期計画」について

現在の中期計画（リバイバルプランⅡ）の重点政策である「横浜経済元気戦略」の項目立てには、これら中田市政の経済戦略が色濃く反映されています。

① グローバル化について

「中期計画」ではグローバル化の意味やそのことが横浜や世界にどのような事態をもたらしているか等を明らかにせず、現状の追認と国際競争力の強化に収斂してしまっています。

しかし、多国籍企業の最適地立地などの企業行動や金融資本の投機的傾向は、サブプライムローン問題や原油や穀物の高騰などにみられるように、世界各国の経済の持続的な発展に対してかく乱作用を強め、諸国民の生活を困難に落とし入れています。

また、中田市政の「国際競争力強化」論や「企業が地域を選択する時代」という理屈も、「経済成長」を「社会保障」と対立させ、福祉・教育など住民の公共サービスを削減ないし後回しするもので、結局のところ貧困・格差を拡大する政策手法にならざるを得ません。

② 誘致政策について

中田市政における、「外発的な経済政策」の象徴は誘致方策ですが、日産本社や富士ゼロックス開発部門のMM21への誘致成功により、さらにこの方向の強化を図ろうとしています。

しかし、誘致方策については、

ア、日産（図1）などは、横浜市・神奈川県に帰属性が高く、誘致の成功を過大に評価すべきものではありません。

イ、「誘致条例」はすでに35社が認定（'08.4）され、その内訳は、大企業24社、中小企業11社であり、予定支援額（税+助成金）では大企業93.1億円（86%）に対して中小企業は15.5億円（14%）に止まっています。その際の周辺インフラ整備等を含めるとさらに大企業優遇は大きいものとなるでしょう。

ウ、しかも、中小企業を主な対象としている経済観光局予算に対して、大企業優遇の誘致条例と言われてもやむを得ない巨額なものです。

エ、さらに、特に大企業に対する誘致条例に基づく規制・誘導として、市内調達優先、市内中小企業への公正・公平な取引機会の確保、自治体経済政策への協力、雇用条件の確立、社会的責任の発揮などの縛りはありません。

オ、また、「外発的な経済政策」であっても、市内経済との連携、市内経済への内在化を図る仕組み、つまり横浜経済活性化に寄与する方策は不可欠です。これが「戦略的な手段」としての誘致方策の意義ですが、この経済分野での方策は皆無です。

図1 日産：拠点としての横浜・神奈川



③ ベンチャー、創業問題では、

ア、数%が成功すれば良いとされるのがベンチャー企業です。バイオ企業をはじめ新たな産業部門での集積も生まれてはいますが、多くは既存企業から生まれる企業群です。また、現状の創業・ベンチャー企業は成長性のある技術・ノウハウを持っていても、資金力や情報量不足など経営基盤が弱いため、そこを補う支援をしなければ、創業・ベンチャー企業は育っていきません。

イ、大学や研究機関との連携は大事ですが、規制緩和・競争促進政策だけではなく、中小企業の実態を把握して、そこから出発する政策への転換によって「産学官」連携は生きてきます。

ウ、また、創業は重要な課題であります。廃業企業がいまだ上回り、事業継承（後継者問題）を含め本格的な政策が行われていません。

④ 市内産業の再生においては、

ア、製造業では、大企業の下請系列構造が構築されており、この脱却は重要な課題です。しかし、これら中小企業の自立には技術力と連携・協働の仕組みを持ってはじめて対等な取引関係の基礎ができることから、ネットワーク化の取組は支援の重要な政策であり、たゆまぬ時間と手間暇かけた取組が求められるのです。

しかし、行政現場は次々と目新しい個別政策で、基本的な政策課題がなおざりにさせられています。大企業を誘致しても既存の中小製造業が疲弊していれば、技術力は弱まってしまう。大企業の誘致が大事なのではなく、個々の中小製造業の技術力・能力に着目し、それをレベルアップする視点が重要なのです。

イ、地域ニーズに対応する商店街や対個人サービス業など地域循環型の産業部門は、日常的な市民の暮らしを支える重要な産業部門です。しかし、平成18年度の調査では、空き店舗のある商店街の比率は、1商店街あたり2.9店舗、全店舗に占める比率は、6.9%に増加していますが、モデル的な取組はあっても本格的な取組は遅れています。商店街の疲弊は、規制緩和による大型店の無秩序な出店・撤退と消費の停滞にあります。

ウ、横浜市の建設産業の活性化策について、横浜市は、国土交通省の「許可業者52万社を10万社に淘汰・縮小する」方針の横浜版となっており、また、“民・民契約不介入”の姿勢を取り続け、労働基本法などの諸法規よりも、効率性を優先し、民間業者の違法状況を放置し多くの犠牲者も生んできました。

建設業をめぐるのは、耐震強度偽装事件やリフォーム詐欺等の問題が多発しています。その原因は、安心・安全の品質確保を図る公的責任を民間に売り渡したことにあります。建築物は、建築主体が公共、民間に関わらず、全てが公共物になるという視点が必要で、住民の安全に関わり品質を確保していくことは何よりも優先されることです。そのためにも自治体は、次の地域建設産業の振興に努める必要があります。

- ・市民生活に直結する安心・安全・高品質、施設の長寿命化対策、教育・医療・介護施設等の充足。
- ・市内業者への優先発注、下請業者及び資材の市内調達の促進、地域貢献業者への優遇措置。
- ・建設業界・労組が参画し、横浜市関係部局が連携して地域建設産業の振興策の策定。
- ・技術者・後継者育成のための助成措置の拡充。

エ、入札・契約制度の改善

- ・市民参加（公募）と建設業界・労組の参画によって入札・契約制度の見直し改善する。
- ・適正賃金と実勢価格と必要な経費などで積算し、これを下回らない最低制限価格の設定し、予定価格の事前公表は撤廃する。
- ・公正性・競争性を確保し、工事規模と施工能力・地域要件による業者の入札ランクの採用。
- ・計画・積算・工程・施工・労務・品質・完成のあらゆる部面で、発注者として点検し公表する。

こうしたなか池子の住宅建設は着々と進められています。横浜市から高層住宅の高さを低くすることなどの要求から、18階建てを15階建てに、17階建てを14階建てになど弱冠の見直しがされているものの、08年に実施設計をおこない、同時に環境影響評価（環境アセスメント）を08年から09年におこなうとしています。そして工事着工を09年度の後半からおこない、完成予定を2015年とするとしています。

あわせて上瀬谷や深谷への住宅建設の懸念もあり、このようなことから、横浜市として市民の平和を守る役割から、国や米軍に対してより強い態度での意思表示が必要です。

また、横浜市に程近い厚木基地での米軍による離着陸訓練の爆音問題も深刻です。とりわけ夜10時までおこなわれるNLP（Night Landing Practice）は家族団らんを直撃するものとなっています。多くの住民の怒りが広がっているにもかかわらず、NLP以外の通常訓練とされる日常飛行訓練や、NLPでないとして実施される夜間離発着訓練などの爆音被害が増えつづけ、基地周辺地域以外の茅ヶ崎や町田、川崎などにも被害が拡大しています。

② 中期計画における基地の課題について

中期計画のなかでは、重点政策としてみどりアップ計画の150万植樹の一環として基地の跡地利用が位置づけられています。

しかし池子の住宅建設の重要な問題として池子の貴重な緑と自然が奪われるという問題があります。森林の破壊はもちろんのこと、絶滅危惧種、天然記念物など貴重な鳥類の生態系が壊される危険があります。さらに土器やシロウリガイ化石郡などの埋蔵文化財としても貴重な文化遺産としての価値の破壊も危惧されます。それにも関わらず横浜市は、池子の住宅建設により樹木が何本切られるかの調査すらしていません。

こうしたことから、池子の住宅建設は市自らが、中期計画における重点政策との矛盾を明らかにするものとなります。

また中期計画の直接的な事業ではないものの、中期計画書のなかで“コラム”として「市内米軍施設の返還と跡地利用の推進」が記載されており、そのなかで行動計画（アクションプラン）を策定するとしています。それをうけ「横浜市米軍施設跡地利用行動計画」が07年3月に策定されていますが、この行動計画は新横浜市基本構想（長期ビジョン）と整合させると位置づけられています。その行動計画のなかで、旧小柴貯油所と深谷通信所は開港150周年とからめての跡地利用の推進が位置づけられています。旧小柴貯油施設については、「開港150周年の森」として記念植樹などの市民参加森づくり。深谷通信所については跡地利用のアイデアを募集するなどの「開港150周年記念国際アイデアコンペ」を実施し、横浜の環境再生への取り組みを世界にアピールするとともに、大規模返還施設にふさわしいシンボル空間として整備するとしています。開港150周年の記念事業は中期計画のなかでも柱の計画となっていることから、これらの事業についても中期計画の具体化であることが伺えます。

3、求められる政策

(1) 平和課題での求められる政策

横浜市に対しては、「非核兵器平和都市宣言」をおこなっている都市として、また「ピースメッセンジャー都市国際協会」の副会長都市としての役割発揮が求められます。

「非核兵器平和都市宣言」を条例化し広く市民に浸透させていくことや、原水爆禁止世界

大会などへの積極的な参加。核兵器を積載した艦艇の横浜港入港を一切拒否するなど核に対する政策。そして日本の平和を保障する憲法9条の改悪反対のとりくみや、憲法9条をもつ国の自治体として、イラクの軍隊撤退など世界平和に対する積極的なとりくみも重要です。そのためにも、市民の平和を脅かす憲法改悪や、それらに関わる法案に対しても国に強く反対を求めることも必要です。

また市民の平和と安全を守る自治体の役割として、国民保護計画に人員や労力を投入するのではなく、本来の災害対策と消防力を充実させ、憲法がいかされる平和行政の推進。そして横浜市内だけでなく、横須賀の米原子力空母配備の問題など周辺自治体での平和と安全を脅かすうごきに対しての、反対の態度表明も求められます。

あわせて、横浜大空襲などの悲惨な事実を伝えていくためにも、マップやパンフレットの作成、必要な施設・設備として平和ミュージアムや記念館の建設なども重要です。

(2) 基地問題での求められる政策

国や米軍に対して要請しているにもかかわらず、基地返還が進展しないことから、「国の専決事項だから」ということでなく、これまで以上に強い姿勢での基地返還を求めることが必要です。その際にも、遊休化した基地を無条件即時返還することは当然であり、池子の米軍住宅建設を条件とした返還ではなく、無条件の返還を求めるべきです。この問題では隣接する逗子市が国を相手取り訴訟を起こすなどして、反対の強い意志を示しています。横浜市においても「米軍住宅建設受け入れ表明」はただちに撤回するべきです。そして使用中の基地についても速やかに整理・縮小し、返還を強く要請していくことも求められます。

また返還後の跡地利用については、市民参加の機関などを設置し市民の要望や声を十分に反映させていけるようにするとともに、環境保全や地域経済・雇用なども考慮し検討していくことが必要です。

さらに基地の存在により固定資産税や住民税などの税収が得られないことに対し、その代替措置として基地交付金および調整交付金が交付されていますが、代替としては到底及ばない額です。それゆえ横浜市は神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）の構成自治体となり、国に交付金の増額を求めています。

しかし、根本的な解決をはかるためには交付金の増額ではなく、基地の返還が何よりもの方策です。そうしたうえで前述したような有効な基地の跡地利用を踏まえての、税収入や財政の検討も求められます。

七、民間委託・民営化問題

中田市長のもと、次々と進められる公務の民間委託化・民営化

1、横浜市中期計画で拍車がかかる民間委託・民営化

横浜市中期計画では「民の力が存分に発揮できる都市をめざして平成15年からすべての事業・業務を点検し…役割分担を見直してきた」とし、引き続き「限られた資源を有効に活用しながら多様化する市民ニーズに対応するため、公的サービスについて時代の変化等を踏まえ、官民の役割分担を絶えず見直し、最適なサービス提供主体を選択していくことが求められてい

ます」と述べています。そして中田市長は「官から民へ」「民でできることは民で」をさらに強力に進めるために2008年4月に「民間とともに新しい公共づくり」をめざすとして共創推進事業本部を設置しました。民営化・民間委託化の推進については、今年度も市立保育園の廃止・民営化4ヶ園、学校給食調理業務の民間委託を20校、水再生センターの民間委託の推進、ごみの収集業務の民営化、公園や公会堂への指定管理者の導入、さらには区役所の戸籍業務、税務、中央卸売市場、図書館などへの市場化テストあるいは指定管理者制度の導入などを予定しています。また、広告、ネーミングライツ、公有資産活用による事業創出、構造改革特区など民間活動支援による地域の活性化なども取り組むと方針化しています。

2、横浜市がすすめる民営化の問題点と課題

中期計画の下、どのような事態が生まれつつあるのか。簡潔に問題点と課題をまとめました。

(1) 市立病院の公営企業法全部適用について

中田市政の下で、公営企業法の全部適用を受けた市民病院・脳血管医療センターは、「横浜市立病院経営改革計画」に基づき様々な増収政策と経費の節減が進められていますが、2008年度はその最終年度に当たります。後期高齢者医療制度に見られるように医療費の削減が進められ、医師看護師の不足が全国で広がり医療崩壊の危機と言われている中で、「横浜市立病院経営改革計画」の収支目標達成に向け、一層の増収対策等を行う事が予想されます。そのしわ寄せは患者と職員に来ることは明らかです。

(2) 市立保育所の民営化問題と公的保育の危機について

2004年から毎年続く市立保育所の廃止・民営化は、2008年4月、新たに4園（もみの木台、新桜ヶ丘、阿久和、南戸塚保育園）が民間移管され、5年間で20園の市立保育所が廃止・民営化されました。横浜市は待機児童ゼロを目指して、毎年20園近い民間保育園を建設しています。現在の横浜の保育施設は、公立保育園104、公設民営（指定管理者）2、民間保育園296、横浜保育室128、認可外保育所132、事業所内保育所58、ベビーホテル34、家庭保育福祉員39人です。定員は認可保育園で35,582人（公立9,017人、民間26,565人）、認可外保育施設で8,253人となっています。しかも、民間保育園の中に、企業が設立した保育所が60箇所を超えています。参入しているのは、京急、相鉄、ベネッセ、ポピンズ、サクセスアカデミー、日本保育サービス（アスク）などで、京急や日本保育サービス（アスク）は複数の園を運営しています。

規制改革会議や地方分権推進委員会などで直接入所契約の導入や、入所要件の見直し、最低基準の廃止など、保育の市場化の動きが強まっています。私たちの運動で築き上げてきた公的保育制度が、いま、大きな危機に直面をしています。

(3) 市立図書館への「指定管理者制度」導入問題について

市立図書館の管理のあり方問題について、「横浜市立図書館のあり方懇談会」で議論されましたが、様々な意見があり、管理を民間に移行する指定管理者導入と言う結論にはならず、図書館のあり方に関する14の提言にまとめた報告書を教育委員会に提出しました。

それにもかかわらず、教育委員会は「あり方壘」の報告を受けてと称し、指定管理者制度と窓口業務の委託を柱とした「見直し計画案」を策定し、2008年度の5月市会で条例改正し、2009年度からは一部図書館で指定管理者による管理運営をスタートしようとなりました。

これに対し、図書館を利用する市民団体や市民が教育委員会と横浜市議会に指定管理者の導入に反対の陳情や請願を行いました。その結果、教育委員会は5月市会への条例化提案を見送らざるをえなくなりました。

一方、国政段階でも、今年6月の「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（参議院文教科学委員会）では「公民館、図書館および博物館等の社会教育施設における人材確保およびそのあり方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」となっています。

こうした動向を踏まえ、図書館の指定管理者＝民営化への移行に歯止めをかける自治体職員と市民の協同した取り組みが求められます。

(4) 学校給食の民間委託化問題について

横浜市は、2003年度に学校給食調理業務の民間委託の試行を開始してから順次拡大し、今年4月には20校を拡大、現在85校で民間委託が実施されています。中田市長の進める中期計画の中では2010年までに125校で学校給食調理業務の委託を実施するとしています。教育委員会事務局からは「委託業者の給食で何ら問題はない」という回答ばかりでしたが、実際に学校に通う子ども達や保護者から聞く情報は「味が変わった」「配食時間の遅れが度々あった」「異物混入があった」「調理員とのふれあいが減った」「給食に関する要望を保護者が言いづらくなった」などの声もあり、必ずしもそうではないことが分かってきました。

教育委員会は当初、委託を進めれば「経費削減」になるというコスト論で推進してきたはずが、直営でおこなった場合のほうが安いことがあることも分かり、その根拠が全くないことが明らかになりました。最近ではコスト論には触れず「安全で安定した給食を提供できる」としています。利潤を追求する企業に委託するということ自体、子どもの命と成長を保障する学校給食として問題があります。また、他の自治体では栄養士が直接指導をしなければならない実情や食材購入・施設設備の維持管理を委託出来ない点で偽装請負の疑いがあるとして、委託を見送っている自治体もいくつか出てきています。横浜もその可能性は否定できません。

(5) 清掃事業の民間委託問題について

2008年2月より週3回の家庭ごみの収集回数が週2回に変更となりましたが、市民サービスの低下が懸念され市民からの要望もあり、夏の2ヶ月間（7月から8月）については週3回の収集となりました。また、収集車の使用回数が減ることで、原油高騰と相まって、コスト削減になることや環境にも負荷が少ないことから全面的な反対という状況にはなっていません。また、この6月よりゴミの分別が不明瞭なものについては中味を確認して特定し、個人に注意喚起するとともに同一人によって何回か行われた場合は2千円の過料を徴収することが条例化されました。このことはプライバシーに関わることでもあり分別が進むとは考えにくいものです。

現在西区、中区と栄区の3区について民間委託されていますが、災害時の緊急な場面において他都市の例からもこれ以上の区ごとの民間委託はさげなければならないと考えます。

横浜市のG30プランによる分別におけるゴミ削減の考え方については一定の評価はできるものの、プラ容器等を生産している企業に対する責任は明確にせず、その分別に当たっての市民的合意を形成する作業については課題が残されているなど、根本的な部分については解決されていません。

(6) 水再生センター等の民間委託について

2006年10月に当局は、2011年までに全ての水再生センターの場内整備業務を委託化、汚泥

資源化センター管理業務の包括委託実施、栄第一と第二水再生センターの管理統合などについて考え方を明らかにしました。2007年10月、2008年度に中部水再生センター場内清掃点検業務の委託の導入、また南部及び北部汚泥資源化センター包括管理委託の導入の提案がされました。2004年から試行された水再生センターの場内整備業務の委託化については、3年間の実績から、委託契約金額のセンター間で1人あたり300万円の差があることや、委託業者の評価点のばらつき、委託業者の取り組み姿勢や委託職員の労働条件等の問題があります。

2007年4月に新たな業者へ委託更新をした西部水再生センターでは年間の委託契約金額が約1,200万円から約800万円に引き下げられるなど、市民のために適正で良好な維持管理をすることよりもコスト削減を重視した民間委託化が明らかになっています。コスト重視の委託化は市民に対する行政責任の問題だけでなく、委託労働者に安い賃金を強いることによる低賃金労働者の拡大にもつながります。

(7) 福祉施設の民間化の動きについて

横浜市中期計画の中ですべての福祉施設を民営化・委託化する方針を打ち出していますが、具体的に名前のあがっているなしの木学園・向陽学園のうち、民営化に向け法的制約を受けないよう「特区申請」を行った向陽学園は2度にわたって申請を却下されています。また松風学園の再整備にあたり「基本構想検討委員会」を設置しPFI方式の導入を検討する動きが出ています。公設公営の福祉施設が果たしてきた役割や必要性などを市民にも訴え、入所者の保護者会と連携をとりながら福祉行政の充実に向けた取り組みを進めることが重要です。

(8) 区役所機能の充実と住民本位の区行政をめざす取り組み

08年度の区福祉保健センターの見直しは、09年度の総務部門の見直しと同時に行うとして延期となりました。道州制を展望する地方自治体の再編の大きな動きの中で、横浜市大都市制度検討委員会は「新たな大都市制度創設の提案 中間報告」を3月末に公表しています。次年度予定されている区役所機構の見直しは、この報告書に添った形で出されてくると思われます。また、瀬谷区・戸塚区など区庁舎建設へのPFI手法導入、税務事務の集約化、行政サービスコーナーでの派遣職員問題、戸籍の電算後の執行体制、多くの欠員が補充されない証明発行窓口など、あらゆる区役所の課題の方向性を決めていく大きな動きとなることが予想されます。

(9) 市立動物園存続と直営問題について

金沢動物園と野毛山動物園に指定管理者制度が導入され、ズーラシアと同一の経営形態となり、動物職の職員は、指定管理者の団体へ出向という身分になりました。動物園の基本的な性格、①レクリエーションの場②社会教育の場③調査研究の場④種の保存を中心とした自然保護の場という公共性の高い施設であることを踏まえ、動物園への指定管理者制度導入の問題点を明らかにしていくことが求められています。

(10) 市場化テストの導入問題について

公共サービス改革法（いわゆる市場化テスト法）について横浜市型市場化テストの導入を中期計画に上げていますが、幸いにも法律そのものが窓口業務の流れにそぐわない形であり、具体化は進んでいません。全国的にも今年1月に内閣府、総務省等から出された「委託可能な業務の範囲の新基準」は、業務範囲を大きく広げていますが、法律そのものを変更することなしに基準として公表するにとどまっています。またその内容も自治労連等による「自治体職場から偽装請負・違法派遣をなくす取り組み」が生かされ「市町村職員の適切な管理の確保・個人情報保護・労働者派遣法の遵守」を条件に挙げています。しっかり守らせれば事実上民間委託できない状況をつくり出しています。

(11) 指定管理者問題について

指定管理者導入施設は904施設にも及んでいます。指定管理者は3年から5年（PFI事業を除く）で更新の期限を迎えます。次年度も多くの施設が更新の時期となっています。各施設の実態をつかみ、健全な運営を行っている団体から利潤追求の企業への指定の変更や、横浜市からの予算の削減により、「官製ワーキングプア」を生み出さないよう取り組みが重要です。

横浜市における民間委託化・民営化等の一覧

(中田市政が誕生した2002年から現在までに導入された施設)

市立保育所	2004年より毎年4園を民間に売却。5年間で20園が民間委託化。公立保育所は104園に。
学校給食	2003年に民間委託の試行を開始。08年度は20校を民間委託。現在85校が民間委託化。2010年までに125校を民間委託化予定。
清掃事業	西区・中区・栄区の3区で民間委託。
水再生センター (下水処理場)	2004年から場内整備事業の民間委託施行。 2011年までにすべてのセンターで場内整備事業を民間委託化。汚泥資源化センター管理業務の包括委託。
市立動物園	金沢・野毛動物園に指定管理者制度導入。緑の協会へ。(2007年4月)
指定管理者関係	指定管理者導入施設は904施設に。 (地区センター、区民文化センター、スポーツセンター、ケアプラザ、コミュニティーセンター、コミュニティーハウス、老人福祉センター体育館、公園等)
市立病院(市民病院・ 脳血管センター)	公営企業法の全部適用。(2005年4月)
福祉施設	すべての福祉施設を民営化・民間委託化へ(進行中)
市立大学	公立大学法人化(2005年4月)
市営バス	民間委譲で路線の大幅減便
区役所	瀬谷区・戸塚区の区庁舎建設にPFI手法の導入(瀬谷は入札済。戸塚は基本計画) 行政サービスコーナーへの派遣職員配置問題等(検討中)

八、まちづくり・防災分野

1、横浜市の中長期的な「都市づくり」について

(1) 横浜都市づくりは、政府・財界による「都市再生」路線による

横浜市「長期ビジョン」による「都市づくり」は、2001年から始まった政府・財界による「都市再生」路線によるものです。

1979年に、日本プロジェクト産業協議会（JAPIC、建設・鉄鋼・流通・金融・不動産など大手業者）によって設立され、国土交通省と経済産業省の共管となっています。そして、1999年、小渕内閣の経済戦略会議答申において、「都市構造の抜本的再編に向けた不動産の流動化・有効活用の促進」の項で、「21世紀に相応しい都市の構築に向けた国家戦略を策定するために、首相直属の都市再生委員会（都市再生本部）を設置する」としています。

都市再生本部は、2001年から六次にわたる「都市再生プロジェクト」による行動計画を決めています。その優先度の高いものとして、大都市圏における国際交流・物流機能、空港・国際港湾、環状道路の整備強化を掲げています。その具体化が、東京都による2000年12月に「東京構想2000」を発表し、「環状メガロポリス構造」と称しています。

「環状メガロポリス構造」による「都市再生」戦略は、都市再生本部によって、東京圏を小型化した形態で、横浜を始め全国主要都市に広げ、都市再生緊急整備地域の指定と地域整備方針を次々と打ち出しています。財界・大手ディベロッパーはすでに開発を手がけています。

横浜市の長期的な「都市づくり」は、東京圏の「環状メガロポリス構造」の一部（核都市連携都市軸、東京湾ウォーターフロント都市軸）を担い、横浜駅を中心とする小型化した「環状メガロポリス構造」といえます。

(2) 横浜市の中長期計画によるまちづくりの批判

① 横浜みなとみらい21計画

1981年に、飛鳥田市政が金沢地区埋め立てを含む「都市部強化事業」（1965年）を打ち出し、その後、横浜市都心臨海部総合整備計画調査委員会が「基本構想」（1979年）を報告し、「よこはま21世紀プラン」（1981年）、そして「横浜みなとみらい21計画」に引き継がれ、今なお市の中核事業として政府の援助を受けながら継続しています。

「関内・関外」と「横浜駅周辺」の二分された地域に、2兆円の事業費を投入し、「24時間活動する国際文化都市」「21世紀の情報文化都市」「水と歴史に囲まれた人間環境都市」として、就業人口19万人、居住人口1万人の街をつくるという計画ですが、達成率は低く、膨らむ借金返済、増大する市負担など、バブルに踊らされた「呼び込み型」開発の問題を露呈しています。

② 京浜臨海部工業地帯の再開発

京浜臨海部工業地帯は、横浜市の鶴見・神奈川区から川崎市・川崎区にいたる東京湾岸部に広がる日本最大の工業地帯です。産業の再編成がすすみ、事業所・従業員数の減少により遊休地が増え、再開発地域となっています。国・県・横浜市と川崎市などによる「京浜臨海都市再生予定地域競技会」が発足し、鉄道整備、公共投資を要請し、その規模は横浜市で1,320億円、川崎市で2兆5,000億円と推計されていますが、財源手当ては十分ではありません。

③ 横浜副都心の再開発と道路・鉄道の整備

都市再生緊急整備地域として、横浜では山内ふ頭地域、横浜駅周辺地域、横浜みなとみらい地域、戸塚駅周辺地域、上大岡駅西地域が指定されています。

郊外に位置する港北ニュータウン、二俣川・鶴ヶ峰、上大岡を副都心と位置づけた駅前再開発。3環状10放射道路の整備を推進し、横浜市内陸北部と南部を産業拠点として、環境を整え企業立地を進めるとしています。

④ 大規模開発優先を見直し転換を

「都市再生」路線は、従来の東京一極集中是正、国土の均衡ある発展という国土政策の建前を公然と放棄し、東京圏集中、大都市膨張を極度に推し進めるものです。

東京圏をはじめ大都市圏への大規模開発投資の集中や民間企業による再開発は、都市への人口の集中、交通渋滞、福祉・教育施設不足など住環境の悪化、安全性や自然環境の破壊など、過密都市の様々な問題をもたらします。同時に周辺地域における過疎減少

を作り出し、地域経済の地盤沈下、商店や地元企業の疲弊、雇用の減少などの問題をもたらします。

現在、政府・財界によってすすめられている「都市再生」政策は、新たな都市問題を引き起こすものです。政府の「都市再生」・横浜市中長期計画を再検討し、再構築することが必要です。

2、都市問題解決に向けて

(1) 安心して住み生活できる横浜を

副都心駅前の超高層マンションの林立（りんりつ）は人口の集中をもたらし、市外の過疎化を生みます。防犯・防災対策、福祉・教育の施設整備だけではなく、共同・共生のまちづくりが疎外されます。

社会的弱者といわれる老人・障がい者・児童が、安心して住めるかという視点で、まちづくり・都市計画の基本政策をうちだす必要があります。

- ① 「都市再生」戦略による幹線道路整備でなく、生活・福祉・安全・景観に配慮した地域街路整備として、電線の地中化、介護に配慮した歩道のフラット化や街路樹の植え込み、雨水吸い込み舗装などの敷設と補修計画を立て、地元企業へ優先発注すること。
- ② 多様な所得階層の住民が住めるような適正価格の大量供給と公的住宅の拡充。
- ③ 生活圏（小学校区）で、日用品を調達する商店街、介護・医療・福祉・教育・文化・スポーツ施設の整備。
- ④ 地域住民の日常生活に密着した商店街・事業を創生し、地域内で循環する経済と雇用の発展。
- ⑤ 横浜市による融資促進や事業税の減免、経営の助言指導等の下支えが必要。

(2) 自然との共生や地域が独自性を生かす

都市の拡大によって、森林原野や農地の減少、河川・池沼や海岸の埋め立てによって、貴重な自然環境を奪い、環境汚染を発生させ、都市の自滅・人類生存すら危うくなっています。

- ① 自然環境の保全、緑ある公園、修復型の住宅、公害発生の抑制、エネルギーの政策の転換。小川や水辺、里山・谷戸などの身近な自然を生かす。
- ② 近代的なビルディングだけではなく歴史的な町並みに魅力を感じることも多い。開港・外人墓地、宿場町、長屋門の修復・保存。住宅と道路の統一性による景観の形成。
- ③ 文化・芸術団体・個人に活動拠点を提供する。多様な商店や町工場・職人と住民と連携した新たな事業活動チャンスの創出。

(3) 都市・横浜づくりは自治・民主主義を基本に

まちづくり・都市をどのようにつくっていくのか、どのような都市に住みたいかを、自治体当局、まちづくり団体・労働組合、専門家・地元の建設業者、地元企業や商店など広範な参加を得て合意形成を図っていくシステムを構築・充実させていく必要があります。

1992年の都市計画法改正によって市長村の都市計画マスタープランが導入され策定に住民参加が義務付けられたが、形式参加に限られ、国・現市政のトップダウンで、形骸化されています。さらに、2000年11月にOECDは、「都市計画や建築の分野における適切な規制は強化すべきである」と日本に勧告さえしています。

- ① 国に対して、横浜市の権限の強化と自治体独自の都市政策の展開。

- ② 自然環境や景観・安全を守るため開発・都市計画・建築法規の見直し。
- ③ 都市再開発事業制度の見直し。
- ④ 木造密集地域の耐震・防災復習型改造。
- ⑤ 地方自治圧縮政策の中止と自治体財源の強化、公共投資の改善型投資への転換。

3、中期計画の各項目への批判的提案

(1) 高齢社会に対応した住まいづくり

「高齢者の多様なニーズ居住ニーズに対応した住まいづくりを支援する」としながらも、資財に乏しい高齢者世帯への配慮が欠落しています。高齢者等の住宅改修工事に資金力に応じた助成・補助策の拡充。集合住宅については利子補助を行い、住まいのみでなく地域全体での高齢化対応をはかります。

(2) マンション維持管理・建替等支援

「5ヶ年で4,000万円、目標値34件で情報提供やアドバイザー派遣を行う」ことの目標値が低すぎる。老朽化・非耐震・高齢者障がい者対応・世帯人数の増減化など、建て替え・改修工事への支援策が急務。資金の工面にあたり、市が保証をし、利子補助を必要に応じて行い、安心安全な住まいづくりに努めます。また、短期市営住宅などの斡旋等、建て替え時へのきめ細かい施策が必要です。

(3) 特別養護老人ホームの整備

「社会福祉法人による民設民営を基本に整備とし、平成22年度末の目標値が13,307床」としてありますが、健康で文化的な老後を暮らせる最低限度の住環境の基準と負担可能な利用料への助成、希望者全員が入居できる目標室数の設定が必要です。

(4) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備

「平成22年度末の目標値を222カ所・定員5,550人」は希望数と比較し少ないものです。制度上の欠陥である介護保険の保険料・利用料・サービス水準、これへの自治体補助と整備目標の抜本的見直しが必要です。

(5) まちのバリアフリー推進

バリアフリーの推進が、主要な駅周辺や公共交通機関に限定されている問題があります。居住地環境のバリアフリー化の推進のため、住民参加による年次計画の策定が求められます。

(6) 建築物耐震性向上

5ヶ年で370億円という予算見込は不十分です。資財に乏しい独居高齢者や子育て世帯の耐震化工事には資金の補助を行い、民間集合住宅については利子補助、企業等保有物件には借入資金への担保を行います。

(7) 建築物のアスベスト除去等対策

石綿含有建材を使用したのは、居住者や施工者の意思によるものではなく、旧建築基準法で石綿含有建材の使用が容認されていたことにあります。特に民間住宅改修にかかる費用負担は、石綿の危険性を承知したまま法令を改正しなかった国・行政・製造企業の責任で、本人負担としない除去対策をおこないます。

公的施設のみならず、再開発や老朽施設の解体に関しては石綿障害予防規則を開発企業に厳守させるよう必要な指導を行政として行ないます。

(8) 最終処分場の安定的な確保

現状でも処分が高コストですが、大規模震災等が発生した場合、全く対応できずに、近隣全域にアスベストが飛散することになります。国と共同してアスベスト製品の無害化・再資源化対策の研究と合わせ、時限的にはアスベスト含有製品の廃棄場所の確保を速やかに行います。

(9) まちの防災力向上とライフライン防災機能強化

一部の急傾斜地崩壊対策事業だけの工事費助成では住民の安全は図れません。年次計画を立て、市財政の全額支出で実施すべきです。地域防災を行政が積極的にイニシアチブを取り、防災に関わる諸団体と提携し、あらゆる防災上の不安を広く情報収集、発生と被害予想を立て、初動対応・二次災害・被災応急対応などの計画立案することは緊急の課題です。

(10) 公共建築物の長寿命化

行政区内の公共建築物の耐用年数を調べ、また補修箇所の総点検を行い、実施計画を立てます。施工に当たっては区内業者の活用を原則とします。

(11) 指導・監視強化による安全安心の確保

構造計算書偽造事件後の世論に見られるように、施行令を決める行政当局として、建築確認業務を縮小せず、行政主体に帰すべきです。また地下室マンション問題など違法な開発への指導を条例制定など指導の強化をはかるべきです。

(12) 工事監督・検査体制の見直し

民間委託の評価では公的責任の放棄につながります。建設産業に関わる専門家、公認会計士、税理士等を含めた民間人中心の第三者機関を設置し、公契約全体の公的監視権限を付与し、事業計画から管理・運営にいたる各段階で、調査・点検、政策評価等を体系的に実施する仕組みが必要です。

(13) 営繕行政の効率的・効果的な執行体制の確立

「効率・費用対効果」の名のもとに、営繕作業従事企業への発注金額低下と従事者の賃金低下が懸念されます。住民代表・研究者・施工業者団体が参与した行政による執行体制の確立が求められます。

(14) 横浜市住宅供給公社

市民に安価で安心な住環境を提供することが行政の使命であり、横浜市住宅供給公社を維持・強化すべきです。

(15) 公共工事評価制度の拡充

公共事業建築物の経済社会に及ぼす雇用・所得への有効効果、産業集積を高める作用、地域社会への安全性・利便性の向上などを基準とし、利用者・研究者・施工者も関与した評価制度が必要です。

(16) PFIの活用等による公共事業コストの縮減

PFIは金融機関と結びついた大企業向けの施策で市内建設業界の疲弊につながります。資金が民間のものであっても、目的が公的である以上は、トップダウンの事業を含めてガラス張りにし、費用対効果、市民ニーズ、運営への公的参画など、公の責任できちんと指導・監督を行うべきです。

4、開港150周年を契機に大規模開発

(1) 事業・再開発の概要

市長公約にも「中期計画」になかった新庁舎建設に向け、総事業費も関内地域の跡地対策も示さないまま、北仲通の土地を168億円で取得し市庁舎建設計画が進められています。

また、ビックゼネコン5社、三井・三菱系ディベロッパー、県・横浜市による「横浜都市再生推進協議」（'04年設立）は、作業チームをつくって横浜駅周辺の再生事業の調査・研究を始めています。

(2) 市民・住民本位に計画の見直しを

これらの事業には、県や市、地元ゼネコン代表が入っているものの、開発の主体はビックゼネコンと大手ディベロッパーになる事は明白です。予算規模は、国からの支出があっても、市費は莫大なものになり、福祉・教育予算の削減につながる事が予測されます。

開港150周年を契機にするのであれば、市民による市民のための事業計画を立案し、少なくとも地元業者と行政を主体とした作業チームとすべきです。

九、財政のあり方

横浜市中期計画における財政方針と私たちの提案

1、横浜市財政の特徴

横浜市中期計画における財政分野の方針を検討する前に、横浜市財政の特徴を、概括的につかんでおく必要があります。（参考資料は「横浜市の財政状況（18年度決算版）」横浜市行政運営調整局19年12月発行）から）

(1) 横浜市の財政状況の指標

① 財政力指数が、0.95と高い

財政力指数とは、自治体の収入と必要経費の割合です。この数値が高いほど、財政力が高く、財政力指数1以上の団体は、国から地方交付税が交付されない「不交付団体」となります。

横浜市は0.95で、政令市の平均0.83を大きく上回っており、15団体中5位となっています。しかし、市民生活を守るために必要な収入が確保できているかどうかは疑問です。国は地方交付税を削減するために、必要経費の算定を低く抑えており、その結果、財政力指数だけは上昇する傾向にあるからです。横浜市も13年度を境に財政力指数は上昇しています。

② 実質公債費比率26.2%は政令市最高

企業会計を含む市債の返済に充てる経費と都市計画税を除く収入額との比率を、実質公債費比率と呼んでいます。横浜市の実質公債費比率は、26.2%と政令市の中で最も高い数値となっています。また、全国市町村平均15.1%、県内市町村平均19.5%をも大きく上回っています。

なお、一般財源のうち市債の元利償還金に充てた割合を表す「起債制限比率」は、13.5%で、政令市の中で6番目に少ない数字です。

こうしたことから、市は「財政上支障はない」ことを強調していますが、市債の償還が財政硬直化の大きな原因となっていることは否定できません。

- ③ 人件費が少ない（人口1,000人あたりの職員数5.71人、人口一人当たりの人件費・物件費91,988円）

人口1,000人あたりの職員数は、5.71人で、政令市の平均7.89人、全国市町村平均7.82人、県内市町村平均6.59人を大きく下回っています。

これは、定員削減を続けたこと、また指定管理者制度の導入を進め、施設運営経費などを削減するなどのリストラを推し進めたからにはほかありません。

- ④ 三位一体の財政改革の影響は、横浜にとってもマイナス効果

三位一体の財政改革は、国庫補助金と税源移譲との関係では横浜にとって有利な結果をもたらしています。（国庫補助金△154億円、税源移譲162億円増）しかし、地方交付税が△732億円であり全体としてマイナスの影響となっています。この補填として財源対策債の発行を余儀なくされています。

- ⑤ 義務的経費が増え硬直化傾向にある

一般に①人件費、②扶助費、③公債費 をあわせたものを義務的経費と呼んでいますが、義務的経費は、毎年増加する傾向にあり、財政の弾力化を妨げています。そのうち人件費は、全国最低水準であり、扶助費は国民の最低生活保障の立場から安易に削減できません。そうすると、返済を急いでいる市債の償還ペースを緩やかなものにする以外に方法はありません。横浜市は「市債の返済先にありき」で人件費や福祉関連予算に大なたを振るおうとしていますが、本末転倒です。

- (2) 横浜市の財政をどうみるか

以上のように、横浜市は基本的な財政力が大きいものの、みなとみらい21や高速道路建設、港湾整備などの大型公共事業にともなう市債の発行残高が、18年度末で約4兆7,814億円人口一人当たり134万円にもなっており、実質公債費比率も26.2%と深刻な状況にあると言えます。中田市政の問題はこの原因を明確にせず、あたかも市民全体の責任があるかのようにして、この借金を返すことを最優先し、市民生活に必要な福祉や教育、バス路線など暮らしをまもる予算を削減していることです。横浜市の市債残高の増大は、長年続いた大企業本位の大型公共事業を行ってきたからです。

従って、今こそ、大型公共事業を見直し、財政支出を市民生活本位に切り替えていくことを基本に財政健全化をはかるとともに、自治体が自立した財政運営をすることができるように、国の財政制度・方針を変えていく必要があります。

2、国の「構造改革」路線に追随し、市民負担増の財政運営

～横浜市中期計画批判～

- (1) 国の地方財政対策に事実上追従

国が進めている地方分権改革は、財源の保障が不十分なまま地方自治体に対して合併を強要するものです。地方自治体は「自立と責任」の名の下に財源不足を人件費削減、住民サービスの切り捨てと負担増で対応せざるを得なくなっています。

国はさらに、財政健全化法に基づく中央統制の強化や市場主義的統制を強め、自治体リストラを進めようとしています。

横浜市「中期計画」では、「国・県の関与・非効率を生む二重行政」の課題や「大都市の行

政需要に対応するための自立的な運営に必要な包括的な権限や税制・財政措置が不十分」という問題を指摘し、

- ①「国・県からの包括的な権限移譲」
- ②「国・県の不要な関与の排除と二重行政の弊害の解消」
- ③「地方の仕事量に応じた財源配分、大都市行政需要に見合う自主財源の確保のため、…税源移譲を行う税制改革」をめざすとしています。

しかし、90年代の不況対策として借金による公共事業推進で横浜市を含む全国の自治体に大型公共事業を押し付け、地方財政を借金漬けにした政府の責任や、この間の「三位一体改革」による地方への負担押し付けによる地方財政困難の責任についても不問にし、国がすすめている「地方財政改革」に事実上追随するものとなっています。その結果「中期計画」における財政見通しでは、毎年、200億円前後の財政不足（5か年累計780億円）と「中期計画」の重点事業の追加事業費等で830億円、計1,610億円の不足額を、職員削減や民営化・委託化の推進など「自治体リストラ」で対応するとしており、まさに「横浜市版構造改革」を強行しようとするものです。

(2) 徴収率の向上と「受益者」負担の強化

～横浜の活性化に向けた財政基盤の強化～重点行財政改革8

中期計画では、自主財源比率を17年度の64、8%から22年度には70%にすることを目標にしています。

そのために、

- ① 税、国保、市営住宅家賃の徴収率のアップ
- ② 受益者負担の適正化
- ③ 広告やネーミングライツなどによる収入増新税の導入保有土地などの売却

をうたっています。

【税、国保、市営住宅家賃の徴収率のアップについて】

いま、地方財源移譲と定率減税廃止の税制改正で、住民税（市民税・県民税）は、累進課税（5、10、13%の三段階）から比例税率（10%、うち市民税は6%）になり、低所得者は住民税が倍になります。市民税を基準に算定される保険料等にも影響し、さらなる負担増をもたらす、徴収率低下が懸念されます。これに対して市は、きめ細から対策よりも一方的な強制手段による未納対策を推し進めようとしており、市民の批判が強まっています。

【受益者負担の適正化について】

市民利用施設の使用料・手数料についてはコストに応じた「適正な負担と減免の見直し」で、収益を図ることを強調しています。20年度予算編成方針では、「市民利用施設の運営コストだけではなく建設コストも含めた総コストを明らかにし」「類似の民間施設のサービス内容や料金とのバランスに十分考慮して」見直すように強調しています。運営コストだけでなく建設コストも料金に組み込むとなれば、市民利用施設には市民の税金は使われず、全部利用者負担ということになります。これは、自治体の財政のありようとして、容認できるものではありません。

横浜市は、能力に応じた負担という応能負担の原則から、受益者負担の適正化の名目で市民負担増をすすめる一方、「企業集積をすすめる都市間競争に勝つ」あるいは、市内経済を活性化して税収を増やすという名目で企業誘致をすすめる、進出企業へは税の減免などの優

遇を行っています。

【広告・ネーミングライツによる収入増について】

ネーミングライツについては、開港資料館など文化施設にまで企業名をつけるのはふさわしくないとする、市民や文化人の意見も表明されており、財源確保第一主義の姿勢をあらためさせる必要があります。

【新税の導入について】

2008年6月5日、横浜市は学識経験者で構成する「横浜市税制研究会」から、「緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的活用に関する意見（中間整理）」を提出されたと発表しました。

今回の中間整理によると、横浜市内の緑被率の向上のために、緑地の保全、農地の確保、樹林地の保全等の施策のために、およそ年平均で150億円が必要であり、20年度予算に対して約114億円積み増しする必要がある。この財源として国の補助金や市債のほか、一般財源がおよそ3分の1（約38億円）を要する。これを広く、薄く市民から負担するため市民税の均等割り超過課税によってまかなうと仮定した場合に、個人市民税では一人1,300円程度、法人市民税の場合は6,500円～390,000円程度になると試算されています。また、一定の緑化措置を施した建築物に対する固定資産税優遇の考え方も示されました。課税期間を5年間程度のものにするか、水と緑の基本計画（2025年度まで）期間中とするかなどは、今後の検討課題であるとしています。

自治体の課税自主権を活用することは場合によって必要なことです。また、少なくとも自治体で「環境税」を採用している状況にあります。しかし、19年度に神奈川県が、水源税として均等割り300円、所得割り0.025%を導入していること、医療保険料や年金保険料金などの引き上げなどによる公的負担の増大、ガソリン・食料品の高騰などに加え、たとえ環境保全という大義名分があったにしても市民にさらなる負担をもたらす新税導入は、慎重な議論が必要です。また、年間40億円弱の一般財源は、新税を導入しなくても、たとえば企業誘致のための補助金（20年度は13億1,000万円）、開港150周年記念イベント・記念事業のため、174億円（20年度は76億円）、「国際競争力の強化」を名目にした大型公共事業（20年度は、横浜駅周辺大改造43億9,200万円、新横浜都心の整備13億2,300万円、市街地開発・33億5,600万円、戸塚駅周辺地区街づくり124億3,200万円、高速道路67億9,000万円、スーパー中樞港湾93億6,000万円、国際空港18億5,700万円など）を見直すことで捻出可能です。

(3) 「選択と集中」のもと、市民サービス切り捨て

～行政コストの適正化と財政健全化の取組～重点行財政改革9

ここで強調しているのは、次の5点です。

- ① 人件費の削減
- ② サービスの提供手法の適正化（民営化・委託化の推進）
- ③ 特別会計、企業会計への繰り出し金の縮減
- ④ 公共事業の効率化
- ⑤ 市債残高の縮減

【人件費について】

すでに見てきたように横浜市の人件費は減少傾向にあり、政令市の中でももっとも人口当たりの職員数が少なく、歳出に占める人件費の割合も15政令市のうち下から2番目です。

しかも今後19～22年度まで累計で90億円の人件費削減を目標に掲げています。20年度予算編成方針では、「様々な雇用形態の職員」を導入することを強調しています。不安定雇用の労働者を導入することで、技術や経験の蓄積・継承が困難になり、サービス提供水準が低下します。

【サービスの提供手法の適正化（民営化・委託化の推進）について】

中期計画では「選択と集中」で市民サービスが切り捨てられ、重点化事業とされる事業に税金が投入され構造をさらに強化しようとしています。

すでに学校給食や保育園をはじめ民間委託、指定管理制度やPFIなど、民営化が着々と進められています。これは行政としての責任を放棄し、金がなければサービスは受けられなくなり、市民サービスの切り捨てを推し進めるものです。これ以上の民営化・委託化指定管理者導入はストップし、市の責任で市民サービスの提供を行うべきです。

【公共事業の効率化について】

公共事業について評価制度を確立すること、PFI手法を導入することを強調しています。しかし公共事業の評価はその目的が市民生活を向上させ、豊かにするために不可欠なのかどうかポイントです。どんなに経過の透明性や効率化を高めても事業目的そのものが無駄であれば、意味がありません。

また、PFI事業については、市民サービスの低下、手抜き工事、施設で働く労働者の労働条件の低下など様々な問題があり、PFI方式で行なう事業について情報を公開させていくことが必要です。

【借金の返済～横浜方式のプライマリーバランスについて】

財政健全化について、膨大な借金を作り出した原因と責任については不問にし、5兆円を超す市債のうち約3兆円を「市税等で償還する必要がある借入金」として、「横浜方式のプライマリーバランス」の黒字を維持することを至上命題とする財政運営を続けています。そのため、財政困難を強調し、リストラを推し進めてきました。

「中期計画」期間中の市債の発行を対前年度5%減としながら、市債を財源とする施設等整備費は対前年度3%減とするため、財源不足は当然大きくなり、その不足分は一般事業費やリストラでまかなうということが続いています。借入金の返済は、当然進めなければなりません。返済のテンポについては、市民合意が必要です。

今、「夕張のようになってはいけない」という脅迫めいたスローガンを掲げ、市債の償還を優先課題であるかのような財政運営を行う自治体が増えてきています。市債の償還を優先させ市民生活を犠牲にするなどは本末転倒といわなければなりません。

(4) 市場原理で行政評価を強調 ～新たな財政運営の取組～重点行財政改革10

新しい財政運営の取組として強調されているのは、次の3点です。

- ① 複数年度予算の導入
- ② 外部評価の導入
- ③ 財務情報の提供

複数年度予算の導入は、後年度負担という形で予算単年度主義の原則を崩すことになり、議会による統制や公共事業の見直しを妨げる結果となります。

また外部評価の導入は、住民や議会による評価よりも市場格付け会社の評価を重視し、地方自治が形骸化する危険があります。また、財政健全化法に基づく、国の関与や統制に注意する必要があります。

財務情報の公開は、当然のこととはいえ歓迎すべきことです。

3、私たちの提案（骨子）

(1) 国に対して財源の委譲をさらに行うように求め、実現をはかります。

大幅な補助金と地方交付税カットで地方自治体はあえいでいます。地方交付税制度を拡充し、地方交付税を自治体統制のために利用することをやめるべきです。

地方行財政改革を真に実現するため、そのため、次のような、税財政改革の方向性を全国の地方関係団体や首長とも連携し、実現を目指していきます。

- ① 自立した財政運営が可能となるよう、国と地方の税源配分を見直します。
- ② 自治体の課税自主権を広く認めるようにします。また、自治体間の格差解消のため、国税の一定の率を地方交付税の財源として確保します。
- ③ 住民税の一律10%の税率を見直します。
- ④ 使用料、手数料などを安易に上げることを止め市民活動をしやすくします。

(2) 応能負担を原則に、大企業に対して応分の負担を求めます。

- ① 大企業には、社会的責任にふさわしい、応分の負担を求めます。
- ② 企業誘致条例に関しては、新しい情勢を踏まえ、再検討します。
- ③ 低利融資や固定資産税の減免など中小企業が横浜へ進出しやすくなるようなインセンティブを用意します。
- ④ 「緑新税」については、是非を含めて、あり方を慎重に検討します。

(3) 歳出構造を市民生活向上と福祉・教育中心にします。

大型公共事業は抑制し、150周年事業なども華美に走らないようにします。雇用を創出し、市民所得を引き上げることにより、税収のアップを図ります。

(4) 公営企業や外郭団体にかかる財政を明朗なものにします。

公営企業や外郭団体に対する補助金や繰出し金など、財政状況に関する情報公開を促進し、ガラス張りにします。

(5) 民営化・委託化、指定管理者、PFIなどの導入やめ、直営に戻します。

官製ワーキングプアにつながる安易な民営化や委託化、指定管理者・PFI制度の導入を見直し、直営に戻します。

(6) 市債の償還のテンポを緩やかにします。

低利への借り換えなどを行いながら、市債の償還を現在のテンポから緩やかなものにします。新規の市債発行については慎重にし、大きな金額を支出する場合には基金なども活用します。

表1

(参考) 主な財政指標の他都市比較

主な財政指標を他の政令指定都市と比較してみると、次のようになります。

都市名	経常収支比率		財政力指数 ※1		実質公債費比率 ※2		起債制限比率 ※3	
横浜市	91.4	(5)	0.950	(5)	26.2	(15)	13.5	(6)
札幌市	94.3	(10)	0.671	(13)	14.5	(4)	13.8	(7)
仙台市	93.2	(7)	0.822	(8)	17.7	(7)	18.0	(13)
さいたま市	84.2	(2)	0.995	(2)	12.1	(1)	9.8	(1)
千葉市	93.2	(7)	0.987	(4)	24.8	(14)	15.3	(11)
川崎市	85.5	(3)	1.041	(1)	21.1	(11)	14.1	(9)
静岡市	83.5	(1)	0.885	(7)	15.7	(5)	13.0	(5)
名古屋市	94.7	(11)	0.994	(3)	20.9	(9)	15.3	(11)
京都市	95.2	(12)	0.695	(12)	19.3	(8)	11.3	(4)
大阪市	99.7	(15)	0.893	(6)	17.5	(6)	14.2	(10)
堺市	93.1	(6)	0.784	(10)	12.6	(3)	11.1	(3)
神戸市	96.6	(14)	0.660	(14)	22.3	(12)	22.0	(15)
広島市	95.8	(13)	0.784	(10)	20.9	(9)	13.8	(7)
北九州市	94.2	(9)	0.660	(14)	12.1	(1)	10.3	(2)
福岡市	89.0	(4)	0.809	(9)	23.0	(13)	18.3	(14)

(注)この表は8月末時点の速報値です。()は15市の中での順位です。

※1 「財政力指数」とは、基準財政収入額が基準財政需要額に比べてどれくらいの規模であるかを表しています。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3か年平均}$$

財政力指数は大きいほど財源に余裕があるとされ、単年度で「1」を超えると普通交付税が交付されないいわゆる不交付団体となります。

※2 「実質公債費比率」とは、特別会計・企業会計も含め、歳入に対する公債費の負担割合を示すものとして、国が導入した財政指標です。この指標は、大都市特有のインフラ整備に係る公債費を算入する一方、歳入から大都市の主要な税収入である都市計画税収入を除外しており、政令指定都市は、都道府県や他の市町村に比べて比率が高くなる傾向にあります。このため、本市を中心に政令指定都市が一丸となって国に算定式の見直しを働きかけた結果、算定式に都市計画税が反映されることとなりました。詳細は今後判明しますが、これにより、本市の実質公債費比率は少なからず軽減される見込みです。

※3 「起債制限比率」とは、概ね「一般財源のうち何%を市債の元利償還金に充てたか」を意味する財政指標です。起債に関する指標として実質公債費比率と併用されるため、併せて記載することとしました。

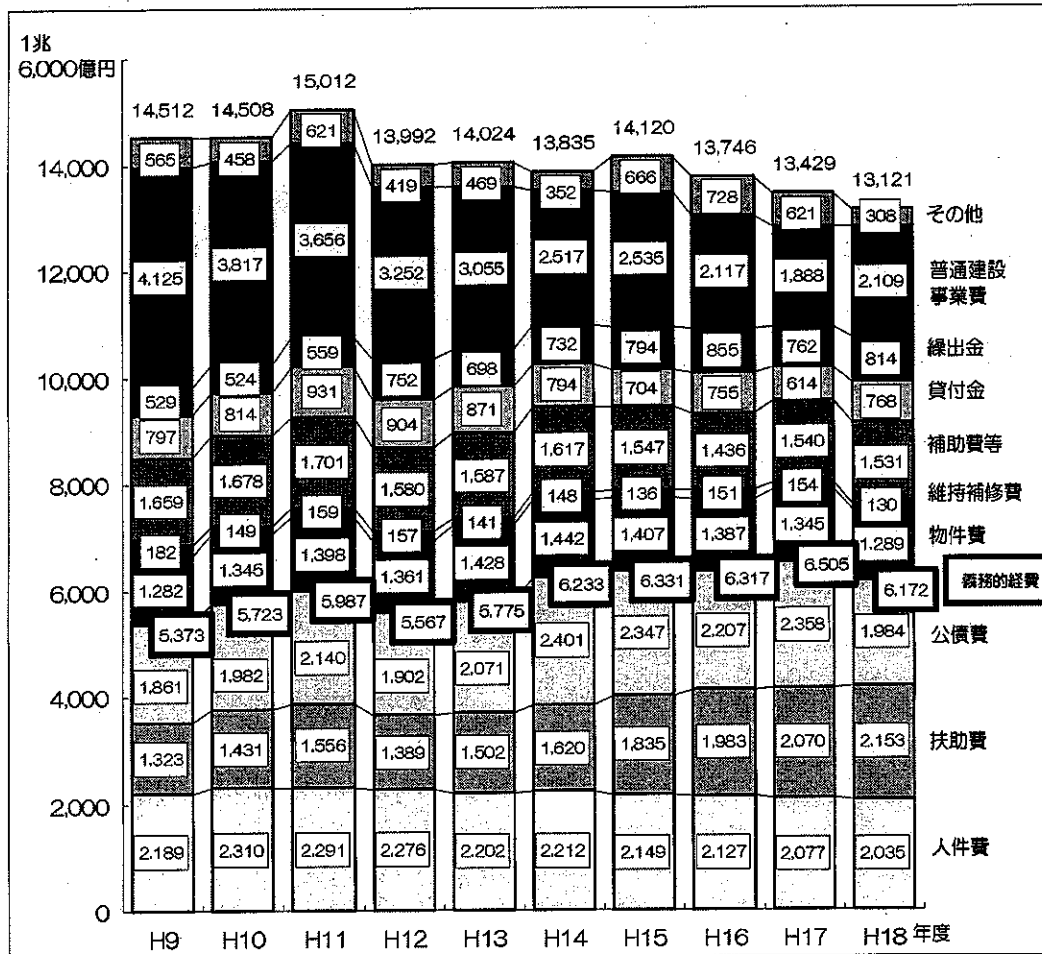
表2 性質別歳出決算額の推移

歳出をその性質に着目して分類し、推移を見たのが下の図です。

- ・ 職員の給与などの「人件費」
- ・ 児童・高齢者や障害者などに対するさまざまなサービスに要する経費、生活に困窮している家庭等を支援するための生活保護費などの「扶助費」
- ・ 市債の利払いや償還に要する費用である「公債費」
- ・ 印刷製本費、備品購入費などの「物件費」
- ・ 本市の外郭団体や公営企業会計などに対する補助金等の「補助費等」
- ・ 都市基盤施設等の整備に要する投資的経費である「普通建設事業費」

などに分けることができます。

「人件費」「扶助費」「公債費」は、毎年必ず支出が必要となる固定的な経費であり、「義務的経費」と呼ばれています。歳出に占める義務的経費の割合が高まると、自由に使えるお金が少なくなり、財政が硬直化してしまいます。平成9年度には5,373億円だったものが、平成18年度では6,172億円となっています。



十、市民自治のあり方

市民自治の拡充について

360万の人口を持つ巨大都市横浜の自治機能は極めて脆弱です。

市民から選ばれた議員による市議会が一つあるだけであり、議員一人当たりの人口は全国一で3万8976人です。

神奈川県内他市町村平均の議員一人当たり人口は6886人であり、横浜は他都市の5、7倍となっています。

横浜市民は他都市の5、7倍も議員が身近でない。議会がそれだけ遠い存在になっていると言えます。

如何に横浜市の自治が形骸化し、意見がとおりにくくなっているのか解ります。

基礎自治体としてはあまりにも大きすぎると言えます。

これを補うものとして各行政区に区民会議がありますが、(栄区、都築区は設置されていない)委員は公選ではなく、民主的に選出されていません。

又、権限もなく、議論された事が区政や市政に活かされる保障もありません。

さらに各分野の施策の計画や執行に当たって市民の意見を聞く手段として、120を超える各種審議会や検討委員会がありますが、市民公募委員は1~2名でほとんどの委員が市の任命によるものです。パブリックコメントも意見を聞くだけでそれが活かされているとは言えないものです。

こうした基で、今、横浜市にとって必要なことは少なくとも一般市並みの人口をもつ行政区に民主的に選出された市民による自治組織をつくり、その区の問題は(例えばまちづくりなど)その区の自治組織で決められるようにすることが急務です。

1、基本構想・中期計画の問題点

市民参加・自治の拡充について

基本構想や中期計画では国や県からの権限・税財政の移譲などの必要性は強調していますが、市民参加や自治をどう拡充するかということは検討課題となっています。

パブリックコメントも形式的に行っていることが多く、これを施策に活かすことは殆どありません。パブリックコメントを実施して市の施策を抜本的に変えたことはありません。

又、市民の意見を反映するシステムとされている審議会や検討委員会の現状はどうなっているのでしょうか。

敬老特別乗車証あり方検討会は9人中公募二人であり、市の考えに近い委員により、運営され、敬老パスの見直しが出され、市民の大きな批判があり、手直しに追い込まれました。

こうした欠陥をもつた制度についても、基本構想や中期計画では改善する考えはありません。

2、私たちがめざす市民参加と市民自治拡充のあり方

(1) 市民参加、市民自治の拡充

私たちは「市民が市政の主人公」という立場に立って、この巨大都市横浜で可能な限り市

民の声を市政に活かすために市民参加と市民自治を拡充することが不可欠と考えます。

360万都市で一つの議会では市民の意見を活かすことも市民自治を育てることも困難です。行政区単位、中学校区単位で、まちづくりや身近な問題を議論し、決めることができるシステム（自治組織）をつくる必要があります。

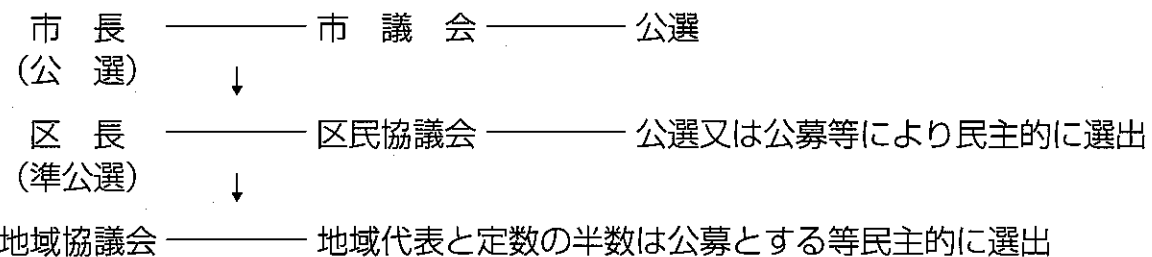
本来ならば20万、30万の人口をもっている横浜の行政区は東京の区のように区長を公選とし、議会を設置すべきです。しかし、現行の地方自治制度のもとでは認められていない現状では過渡的形態としてつぎのような制度をつくることによって自治を拡充すべきと考えます。

① 大都市横浜で、市民参加を徹底し、市民自治を拡充するため、市条例をつくり、区長の準公選・公選、又は公募により行政区に「区民協議会」、中学校区単位に地域協議会を設置し、より身近なところで市民が参加でき、市民の意見が市政に活かされる市政をめざします。

こうした自治組織は一定の権限や予算が必要であり、市条例でこうした自治組織の権限や役割、選出方法などを決めることが求められます。

又、市民自治の一環として市の重要な施策については市民の投票によって判断することができる住民投票条例の制定が必要です。住民投票条例はあくまで住民の直接投票によって市の重要な施策を決める制度であり、市民自治が活かせることが必要です。

高いハードルを設けて事実上市民の発議権を奪うことや実質的な効果がないような制度にならぬよう作成段階から市民参加でつくる必要があります。



② 約120ある各種審議会やあり方検討会の委員を過半数以上は公募で選出することとし、市民の意見が通るようにします。又、会議は全面公開とします。

別項の表にあるように既に他都市では審議会や検討委員会の委員の全員又は過半数は一般市民からの公募で選出しています。

審議会や検討委員会によっては専門的な知識をもった学者や弁護士などが必要ですし、町内会の代表や市民団体など各種団体の代表が参加することが適切な場合もあります。

しかし、少なくとも委員の過半数については一般市民から選出して幅広く議論することは市民の意見を反映し、施策を決めるうえで欠かす事はできません。

又、学識経験者や団体の代表の選出についても恣意的な任命を排除し、その審議会の性格を考慮しつつ市民本位の行政施策が審議で来るよう、民主的な選考方法に改めることが求められます。

一般市民から公募した委員が全員か過半数を占める各自治体の審議会一覧表
(公募市民会議の事例)

タイプ	自治体名	都府県	会議名称	役割・目的	人数	期間
単一目的の会議	日野市	東京	日野いいプラン2010ワーキングチーム	総合計画の素案を作成	約200人 (公募職員約30人含む)	99.5~01.3
	三鷹市	東京	みたか市民プラン21会議	総合計画にゼロから提言、素案への意見書	375人	99.10~01.11
	日向市	宮崎	日向市まちづくり100人委員会	総合計画への提言、素案への意見書(終了後、準備会発足)	約200人	00.7~01.5 (準備会01.6~)
	多摩市	東京	多摩市市民自治基本条例をつくる会	自治基本条例の市民案を作成、条例案について行政と協議	約60人	00.11~04.5
	八王子市	東京	八王子ゆめおり市民会議	総合計画の素案を作成	138人 (公募職員23人含む)	01.8~02.9
	大和市	神奈川	大和市自治基本条例をつくる会	自治基本条例の素案を作成、条例案について行政と協議	35人(発足時) →32人	02.10~
	大村市	長崎	大村市百人委員会	総合計画の市民提言を作成	129人	03.9~
単一目的でない (常設)会議	伊勢崎市	群馬	伊勢崎21市民会議	市が提示したテーマ別に市民の検討結果を市に提言	178人('01)76人('02) 105人('03)78人('04)	01.5~ (毎年交代)
	志木市	埼玉	志木市民委員会	テーマ別に市民の検討結果を市に提言、市長からの課題にも随時回答	252人(1期発足時) →176人(中間) 139人(2期発足時)	01.11~04.3(1期) 04.4~(2期) (任期2年)
	日向市	宮崎	日向市まちづくり100人委員会	市が提示したテーマ別に市民の検討結果を市に報告・提言	50数人 ('03末に継続意思確認)	02.2~ (随時加入可)
	高石市	大阪	高石市100人委員会	市が提示したテーマ別に市民の検討結果を市に報告	114人	04.2~ (任期2年)